

# ☆国家による「心の支配」に反対！ 二・一一「思想と信教の自由を守る日」

◆私たちは二月一日を「思想と信教の自由を守る日」として活動を行います。政令において、二月一日は「建国記念の日」として祝日である、とされています。しかし、その「建国」は、特定宗教の神話を根拠とした考えであり、この日を政令で祝日とすることは、私たちの日本国憲法に定められる「思想と信教の自由」の保障に反することです。第十九条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、また第二〇条「信仰の自由は、何人に対してもこれを保障する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」とある通りです。

◆昨年七月の安倍晋三元首相銃撃事件から明らかにされた、政府と旧統一協会（世界基督教統一神霊協会、現 世界平和統一家庭連合）との深い相互依存関係。そして同年九月、多くの国民の反対を無視して強行された「国葬」という国家的宗教儀礼。これらにおいて、政府、国家が特定宗教を国民に押しつけ、私たちの「信じる、信じない」という、その心の自由を侵害する政治的権力行使の体制が示されました。国家が特定宗教に与<sup>くみ</sup>する時、国民の「心の支配」が政策として強行され、その政策を批判する人が弾圧されます。そして国家は健全な自己批判をする力を失ってしまふのです。日本はかつて天皇を神とする、宗教と政治とを一致する体制をとり、その権力を絶対化しました。しかしその権力は政府に利用され、日本は自らの暴走を止めることが出来ず、愚かな戦争に突き進み、幾百万の命が失われました。今、その同じ過ちを繰り返すのでしょうか。

◆ 私たちの自由のため、日本国憲法を守ろう！

◆国は、全ての国民一人ひとりの人格を尊重し、思想と信教の自由を守り、自由に意見を述べ合って、健全に国家を批判することが出来る、その国民の権利を保障しなければなりません。その上で、国家は国民の良き理解を得られる政策に励む、ためまぬ努力を重ねるのです。

私たちの二・一一「思想と信教の自由を守る日」。この活動は、国家による国民の「心の支配」に反対し、そうではない、健全な議論によって、この日本が本当の意味で成熟した近代国家となる、その力を生み出すと確信します。

二〇二三年二月一二日（日）護憲平和行進（通算六七二回目）

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

## 日本国憲法

### 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第十九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第二十条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。